

いわきケアマネ協会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、いわきケアマネ協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、医療・保健・福祉のサービス利用者の選択の権利、人間として尊重される権利を擁護し、その代弁者となり得る介護支援専門員の育成、自己資質向上、職能発揮のため、専門家としての研鑽および活動倫理綱領の作成遵守、利用者の代弁者として、行政をはじめフォーマルな分野との連携を図ること、フォーマル側に属する者として、介護保険分野のボランティア活動などインフォーマルサービスとを橋渡しすること、さらには地域ケアを担う一員として地域づくりをしていくことを目的とする。

(活動の種類およびその事業の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の「保健、医療または福祉の推進を図る活動」および「以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の推進事業
- (2) 保健、医療または福祉の推進に関する情報の提供事業
- (3) 保健、医療または福祉の推進調和および持続可能性に関する調査研究事業
- (4) 保健、医療または福祉の推進政策に対する提言活動

第3章 会 員

第5条 本会には次に掲げる会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) その他の会員 別に規則において定めた会員。

(入会および会費)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会費を納入することによって会員となることができる。

- 2 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 会員が、災害等の理由により、本人の申し出があった場合は、理事会の承認により本会の年会費を免除する場合がある。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡し、または正会員である団体が解散したとき。
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 法令、本会の会則または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第9条 本会は、すでに納入された会費その他の搬出金品は返還しない。

第4章 役員および職員

(役員の種類および定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以下
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長とする。

(選任等)

第11条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 会長、副会長は理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事またはこの本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、この本会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副会長は、理事等を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、理事会において予め定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第13条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により専任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任または他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第10条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第5章 会議

(会議の種別)

第15条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の機能)

第17条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
 - (2) 会費の額
 - (3) 理事の選任、解任、報酬、職務
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) その他本会の運営に関する必要な事項
- 2 総会は、この会則に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 第12条第4項4号の規定に基づき、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた場合。
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
- 4 総会及び理事会は、いわき市において、以下に掲げる状況になった場合、集合開催に替えて、書面またはファックス、電磁的方法により開催できるものとする。
 - (1) 非常災害以上の指定を受けた場合、もしくはこれに準ずる災害等が発生した場合。
 - (2) パンデミックの発生や、その他感染症の流行や感染拡大等により、集合開催が困難な場合。
 - (3) その他、集合開催が不適切な状況下にあるものと、会長が判断した場合。

(招集)

第19条 総会および理事会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時と場所、ならびに会議の目的たる事項、およびその内容を示した書面を開会日の2週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時と場所、ならびに会議の目的たる事項、およびその内容を示した書面、ファックスまたは電磁的方法をもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。

ただし、議事が緊急を要する場合において、会長が必要を認めて招集するときはこの限りではない。

4 前条第2項または第3項第2号の請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第20条 総会および理事会の運営方法は、この会則を定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第21条 総会は、正会員の10分の1以上が出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事5名以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第22条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会および理事会において、第18条第2項または第3項の規程により、予め通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決権)

第23条 総会または理事会に出席しない構成員は、予め通知させた事項について、書面、代理人、または電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規定で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第21条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第24条 会長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、電磁的方法によって賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第27条 本会の事業計画および収支予算は、会長が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を経なければならぬ。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)

第28条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第7章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第29条 この会則は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経なければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第30条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 社員の欠乏
- (4) 合併

(5) 破産

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(合併)

第31条 本会は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければ合併することはできない。

(残余財産の帰属)

第32条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 雑 則

(事務局)

第33条 本会は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(公告の方法)

第34条 本会の公告は本会の掲示場に掲示して行う。

(実施規則)

第35条 この会則の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 日本介護支援専門員協会および福島県介護支援専門員協会との連携を図る。

2 この会則は、令和3年4月1日から変更、施行する。